

南魚沼商工会 中小企業人材育成事業研修助成金交付要綱

(目的)

第1条 この規程は、南魚沼商工会（以下「本会」という。）が実施する人材育成助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定め、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、本会の会員事業者とする。

(助成対象となる研修及び講座)

第3条 助成金の対象となる研修及び講座は、以下に掲げる研修機関における研修及び講座とする。

1. 独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する中小企業大学校
2. 職業訓練法人南魚沼職業能力開発運営協会
3. 新潟県立魚沼テクノスクール

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費は、助成対象となる研修機関で受講する研修、講座の受講料のみとする。

(助成金額及び助成対象者数)

第5条 助成金額及び助成対象者数は以下のとおりとする。また、国、県、市等から補助金等の交付を得られる場合は、国、県、市等から補助金等を優先する。

1. 助成金額は、研修受講料の2分の1以内とし、受講生1人1回当たり3万円を上限とし、1000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
2. 助成対象者数は、1事業所につき延べ3人までとし、予算の範囲内で助成するものとする。
3. 国、県、市等から別途補助金等の交付を受ける場合及び受講者自らが研修費用を負担する場合は除くものとする。

(申請手続)

第6条 助成金の申請を行う者は、所定の申請書（様式第1号）に必要書類を添付の上、研修日前までに本会に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 助成金の交付決定は、本会が審査の上で行い、申請者に対して書面にて通知するものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 助成金の交付を受けた事業者は、事業完了後一か月以内に、所定の実績報告書兼助成金請求書(様式第3号)に証拠書類(領収書等)を添付し本会に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

1. 虚偽の申請、報告等があった場合
2. 助成金の目的外使用があった場合
3. その他、本会が不適切と判断した場合

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、本会が別に定める。

附則

(実施の時期)

この要綱は、令和7年10月1日から実施し、令和7年4月1日施行する。

(経過措置)

令和7年度のみ、9月30日以前に受講した研修及び講座については、第6条の規定を適用させず、助成対象とする。